

委託業務仕様書

1 委託業務の目的

岐阜関ヶ原古戦場記念館（以下、「記念館」という。）の開館（R2.10）以降、順調に観光客が増加している中、駅北ポケットパークを活用したマルシェによるにぎわい創出、それを契機とした出店者が立地する町内各所への立寄りを目指す「せきがはらポケットパークマルシェ Vol1」を令和7年度に実施し、一定のにぎわい創出につなげることができた。

令和8年度には、「せきがはらポケットパークマルシェ Vol2」の実施により、町内の更なるにぎわい創出、ひいては町内周遊実現を図ることを目的とする。

2 委託業務名

令和8年度「せきがはらポケットパークマルシェ Vol2」企画運営委託業務

3 委託業務期間

契約締結日～令和8年12月11日（金）

4 委託業務内容

一定数の来訪者を見込める記念館来訪者をメインターゲットとしつつ、町内外からの新たな集客を図るためのイベントを実施すること。

なお、イベントの主な構成内容については、下記に想定しうるものを記載しているが、実施内容は、町及び関係機関と十分協議のうえ、決定すること。

（1）せきがはらポケットパークマルシェ Vol2

①開催時期

- ・令和8年5月、7～11月

②開催期間

- ・上記①のうち、第2週の土曜日（雨天順延）とするが、開催月の前月に町と協議のうえ、決定すること。

③開催場所

- ・関ヶ原ふれあいセンター前広場（以下、「広場」という。）をメイン会場とする。
- ・その他に、第一駐車場、駅北ポケットパークの活用も可能とするが、使用にあたっては、町と協議のうえ、決定すること。

④企画内容

- ・広場を活用したマルシェを開催すること。
- ・マルシェの内容については、広場を活用した催し（例：ステージを使ったダンスバトル、謎解き等）、原則としてテントを活用した出店者10者及びキッチンカー5台を用意すること。なお、テント出店者については、1者以上町内に住所を有する者、あるいは事務所又は事務所を有する個人及び法人その他の団体とすること。また、企画決定にあたっては、町と十分協議すること。
- ・マルシェ出店者については、せきがはらポケットパークマルシェ Vol1（開催期間：令和7

年7月26日から11月24日まで開催)の出店実績を有する者に対して、原則として、マルシェ開催月ごとに出店案内を行い、出店意向を有する者については、十分配慮すること。

- ・マルシェの企画に加えて、マルシェの来訪者が町内への周遊につながる効果的な手法を企画し、実施すること。なお、実施にあたっては町と十分協議すること。

⑤企画決定にあたっては、以下に留意すること。

- ・出店候補者との交渉や連絡調整、催し関係団体との連絡調整を行うこと。なお、マルシェ開催にあたって必要となる机や什器等は受託者にて用意すること。
- ・マルシェ開催に係る経費は、受託者において負担すること。なお、天変地異等によりマルシェを中止・中断とした場合、町は損失補てんをしない。
- ・会場準備、運営、片付けの一切を受託者が手配する人員により滞りなく行うこと。
- ・マルシェにて生じたゴミは、受託者自身にて処理すること。
- ・関ヶ原ふれあいセンターのステージあるいは会場内に音楽等を流すことは可能とするが、会場近隣の迷惑にならないよう配慮すること。なお、使用する場合にあたっては、町と打合せのうえ決定すること。
- ・特に7~8月は酷暑が予想されることから、来訪者用の熱中症対策を実施すること。また、同月の企画についても、例えば、水を活用したイベントなど、酷暑を想定した内容とすること。
- ・岐阜関ヶ原古戦場記念館や、関ヶ原町ふれあいセンターでの催しを考慮した企画とすること。

(2) せきがはらポケットパークマルシェ Vol2 の会場設え

- ・来訪者が会場内にて一定時間を過ごすことにつながるよう、会場内に机やイス等を用意すること。なお、机やイス等の保管場所、同場所から会場内への持ち込みに係る経費は、受託者にて負担すること。
- ・本業務の目的達成にあたっては、マルシェの雰囲気づくりが肝要であるため、その目的を達成するための取組みを、町と十分協議のうえ実施すること。

※町が保有する物品のうち、5ページに記載する保有物品について貸与することは可能

(3) せきがはらポケットパークマルシェ Vol2 の周知

- ・マルシェの広報は、町公式HPやSNSでも行うが、下記の印刷物を作成して集客に活用するものとする。なお、デザインについては町と協議のうえ、決定すること。
- ・仕様は下記のとおり想定しているが、提案により変更しても良い。
 - ◆ ポスター B2／片面／カラー4色／コート
 - ◆ チラシ A4／片面／カラー4色／コート
- ・作成部数は次のとおりとする。
 - ◆ ポスター (B2サイズ) 1回の開催につき 10部
 - ◆ チラシ (A4サイズ) リ 500部

※受託者は、チラシを20部ごとに仕分けすることとし、これに係る費用を負担すること。

- ・一般社団法人関ヶ原観光協会(以下、「観光協会」という。)等と連携を図り、効果的にPRすること。
- ・メディアへの取材依頼や、Web等(関ヶ原観光ガイドHP、X、Facebook、Instagram)での

告知については、町や観光協会等と連携し、積極的なPRを行うこと。なお、町や観光協会HP等でもチラシを掲載する見込みであるため、チラシのデータ（PDFやJPEGなど）を町へ提供すること。

- ・受託者独自の媒体を活用したPRを実施しても良い。

（4）独自提案

- ・その他、本業務の目的達成のために効果的と考えられる独自の取組みを、町と十分協議のうえ、実施すること。

5 委託上限額

令和8年度「せきがはらポケットパークマルシェ Vol12」企画運営委託業務
3,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 業務実施体制等

（1）業務実施責任者

- ① 本委託業務を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- ② 業務実施責任者は、企画立案、調査研究等のほか、業務従事者を十分指導して業務を安全かつ円滑に実施できるように管理すること。
- ③ 業務実施責任者は、町との連絡を密に行い業務を進め、遅延なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- ④ 経費、業務内容など町から報告を求められた際には速やかに対応すること。
- ⑤ 業務実施責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。
- ⑥ 受託者は、契約締結後速やかに、業務実施責任者の氏名等を町に通知すること。

7 業務実施状況の報告

受託者は、実施計画等の作成時に町へ報告及び協議すること。

8 業務完了後の提出書類

本業務完了時に以下の書類を提出すること。

（1）以下の①～④の内容を含む実績報告書

- ①事業実施期間
- ②事業実施に要した事業経費
- ③事業の成果が確認できる書類
- ④その他、委託者が指示するもの

（2）委託業務完了届

9 支払い条件等

- （1）業務開始以降について、本業務に係る経費を支払うものとする。
- （2）本業務の遂行上、必要がある場合には受託者は概算払いを請求することができる。
- （3）本業務を実施するうえで必要な機器や物品等の備品購入は認めないものとし、原則として、リースあるいはレンタルでの対応とする。

10 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、委託業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認めるときは、町と協議のうえその一部を委託することができる。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び別記 1 「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(4) 守秘義務

受託者は、本業務を履行するうえで、知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 第三者に対する損害賠償責任

受託者は、本業務を行うにあたり、第三者に損害を生じさせた場合、当該第三者に対する損害の賠償の責任を負わなければならない。

(6) 著作権等に関すること

別記 2 「著作権等取扱特記事項」によること。

11 その他

(1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

(2) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を作成し、関ヶ原町の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、関ヶ原町や関係団体と十分協議したうえで行うこと。

関ヶ原町が保有する物品

No.	物 品 名	数 量
1	木製パンプレット入れ（白色塗装） ※縦150cm×横45cm	1ヶ
2	のぼり旗（生地：PE天竺） ※縦210cm×横60cm	9枚
3	のぼり旗用ポール（白）	10ヶ
4	両面A型サイン ※縦168.5cm×横58.5cm	3ヶ
5	サイン用アルミ製ウェイトベッド	3ヶ
6	日焼けテント（パラソル型） ※直径270cm×高さ250cm	2ヶ
7	パラソル用ベース（注水式）22kg	3ヶ

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、町の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、町の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(廃棄)

第5 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(秘密の保持)

第6 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 受託者は、この契約による事務を処理するために県から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、町の承諾があるときは、この限りでない。

(事務従事者への周知)

第8 受託者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 受託者は、この契約による事務については、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、町の承諾があるときは、この限りでない。

(資料等の返還等)

第10 受託者は、この契約による事務を処理するために、町から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに町に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、町が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第11 町は、受託者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、隨時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第12 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに町に報告し、町の指示に従うものとする。

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 印刷製本物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は、受託者に帰属する。
- 2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、町又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(利用の許諾)

- 第2 受託者は、町に対し、印刷製本物が著作物に該当する場合には、町（町が指定する者を含む。以下同じ。）が次に掲げる方法で、印刷製本物を利用することを許諾する。
- 一 令和8年度「せきがはらポケットパークマルシェ Vol12」のPRをするため、町民や観光客等に無料で配布、説明又は上映すること。
 - 二 令和9年3月31日までの間、関ヶ原町ホームページ、関ヶ原観光ガイドホームページ、X、Facebook、Instagramに掲載し、無料で配信すること。
 - 三 前号のために、著作物を編集及び加工すること。
- 2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作物のうち、次のいずれかの者が著作権を有する場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約より前項に規定する利用の許諾を得るものとする。
- 一 乙の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 3 町は、第1項に掲げる方法以外の利用を行う場合には、事前に受託者（前項に該当する場合にあっては、前項各号に掲げる者を含む。）に許諾を得るものとする。
- 4 第1項及び第2項の利用許諾の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 受託者は、町に対し、印刷製本物が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 町は、印刷製本物が著作物に該当する場合において、当該印刷製本物の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

- 第4 受託者は、町に対し、成果物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。